

# 国立大学法人佐賀大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>(前文) 大学の基本的な目標</b></p> <p>佐賀大学は、総合大学として地域における高等教育の機会を保障することを使命とし、佐賀大学憲章に掲げている佐賀の自然・風土や独自の文化・伝統を背景に地域と共に未来に向けて発展し続ける大学（佐賀の大学）を理念とし、21世紀における知的基盤社会を支える豊かな教養と専門性を兼ね備えた市民を育成する。特に、教養教育を人間形成の中心的な役割を担う教育の根幹と位置づけ、学士課程から博士課程まで教養を体系的に身に付ける高等教育を目指す（教育先導大学）。</p> <p>第二期中期目標期間は、佐賀大学憲章に基づく「佐賀大学中長期ビジョン（2008～2015）」を指針として、以下の取り組みを基本的な目標として着実に実行する。</p> <p><b>1 魅力ある大学づくりに向けて</b> 活気に満ちた魅力ある大学づくりを確かなものとするため、すべての構成員の英知を結集するとともに、人的資源を活かした大学の総合力を最大限に発揮できる大学づくりを目指す。</p> <p><b>2 学生の成長と未来を支える教育</b> 教育先導大学として佐賀大学独自の教養教育システムを創出し、際立つ個性と豊かな知性・感性を身に付け、現代社会の動向を的確に捉えてリーダーシップを発揮するプロフェッショナルを育成する。</p> <p><b>3 「明日の社会」を創造する研究</b> 各分野の基礎的・基盤的研究を礎にして、地域及び社会の要請や発展に貢献する特色ある研究を組織的に展開し、世界に発信していくことを目指す。</p> <p><b>4 地域・国際社会の発展を支える知的拠点として</b> 地域社会、国際社会の発展を「知」の発信と「人づくり」で支えていくための知的拠点の形成を目指す。</p>	

<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>2010（平成22）年4月～2016（平成28）年3月</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>学部，研究科，共同利用・共同研究拠点については，別表1，別表2のとおり</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p><u>学士課程教育の内容・成果に関する目標</u></p> <p>1) 学士課程教育においては，新たな教養教育システムを創出し，豊かな教養を体系的に身に付け，各専門分野の学識に裏付けられた創造力，課題探求・解決能力を育成する。</p> <p><u>大学院課程教育の内容・成果に関する目標</u></p> <p>1) 幅広く深い学識を涵養するとともに，最先端の研究成果を教授し，プロフェッショナルとしての学識を深める。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p><u>学士課程教育の内容・成果に関する具体的方策</u></p> <p>1) 各学問領域における基礎的・基盤的な学力の修得に必要な教育（基礎教養教育領域）と社会の諸問題に目を向けて課題を発見し，解決に向けて取り組む姿勢を養う教育（インターフェース領域）など，体系的な教育を提供する新たな教養教育システムを構築する。</p> <p>2) 各専門分野の学士課程の教育目的に沿って新たな教養教育を重点的に位置付けた「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を定め，体系的なカリキュラムを提供する。</p> <p>3) プロフェッショナルとしての学識を豊かなものとするため，総合大学の利点を活かして他分野まで専門性を広げる分野横断的教育プログラムを提供する。</p> <p>4) 学士力を保証するため，シラバスの充実，GPAの活用などの単位制度の実質化に向けた諸方策や到達度把握による学習評価など，学士課程における学習成果を総合的に判断する仕組みを整える。</p> <p><u>大学院課程教育の内容・成果に関する具体的方策</u></p> <p>1) 学識及び能力を深めるために，研究科間共通科目の創設など，各専攻の教育目的に沿った体系的な教育プログラムを提供する。</p> <p>2) 研究センターやプロジェクト型研究を行う研究組織に大学院教育機能を持たせ，研究成果を踏まえた教育プログラムを提供する。</p>

### 入学者受け入れに関する目標

- 1) 各教育課程の教育目的に沿った入学者受け入れの方針に従って入学者受け入れを行う。

### **(2) 教育の実施体制等に関する目標**

#### 教養教育の実施体制に関する目標

- 1) 本学独自の新たな教養教育を実施する体制を整備する。

#### 教職員の配置に関する目標

- 1) 学士課程・大学院課程の教育目的に即して教職員を配置する。

#### 教育環境の整備に関する目標

- 1) 目的をもって生き活きと学び行動する学生中心の大学づくりの観点から教育環境を整備する。

#### 教育の質の改善のためのシステムに関する目標

- 1) 三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針）によって貫かれる教育方針に沿って、教育の質の改善のためのPDCAサイクル機能を強化する。

### **(3) 学生への支援に関する目標**

- 3) 各専攻の「学位授与の方針」に沿って、学位授与に導くための教育・研究指導プロセスを整える。

### 入学者受け入れに関する具体的方策

#### **【学士課程・大学院課程】**

- 1) 「入学者受け入れの方針」に沿った効果的な入試を実施するとともに、二つの方針「教育課程編成・実施の方針」、「学位授与の方針」を踏まえて入試方法の改善を進める。

#### **【学士課程】**

- 2) 「入学者受け入れの方針」の広報活動と高大連携を通して入学者の質を確保する。

#### **【大学院課程】**

- 3) 研究科に、社会人や留学生を対象とする秋季入学制度を導入する。

### **(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

#### 教養教育の実施体制に関する具体的方策

- 1) 平成23年度を目処に「全学教育機構(仮称)」を創設し、新カリキュラムへの移行準備を経て、平成25年度から新たな教養教育を実施する。

#### 教職員の配置に関する具体的方策

- 1) 「全学教育機構(仮称)」創設に必要な専任の教職員等を配置し、各教育課程においてはそれぞれの「カリキュラム編成・実施方針」に即した教職員等を配置する。

#### 教育環境の整備に関する具体的方策

- 1) ICTを活用した教育環境を整備し、自学自習スペースを充実する。

#### 教育の質の改善のためのシステムに関する具体的方策

- 1) ティーチング・ポートフォリオの導入など、教員の教育改善を支援するシステムを構築する。

### **(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

<p>1) 目的をもって生き活きと学び行動する学生中心の大学づくりの観点から学生支援機能を充実する。</p>	<p>1) ラーニング・ポートフォリオの導入やチューター制度の充実などにより学習支援体制を強化する。</p> <p>2) 学生の生活支援、社会活動支援などを充実するとともに、学生のメンタルヘルスケアを強化する。</p>
<p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b></p> <p><u>目指すべき研究の水準</u></p> <p>1) 基礎的・基盤的研究を着実に推進していくことにより学術研究水準の向上を図り、本学が重点的に取り組む研究を組織的に展開し、国際的に高い研究水準を目指す。</p> <p><u>研究成果の地域・社会への還元に関する目標</u></p> <p>1) 地域・社会の発展に貢献する特色ある研究の成果を還元する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標</b></p> <p><u>研究の質の向上システムに関する目標</u></p> <p>1) 基礎的・基盤的研究及び重点領域研究の質の向上を図り、組織的に研究を推進するシステムを構築する。</p> <p><u>重点領域研究の推進体制に関する目標</u></p> <p>1) 重点領域研究を推進するための研究組織を整備する。</p> <p><u>研究環境の整備に関する目標</u></p> <p>1) 競争的研究環境の醸成と多様な研究者が活躍できる環境を整備し、研究全般の活性化を図る。</p>	<p><b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><u>研究水準の向上に関する具体的方策</u></p> <p>1) 将来性のある基礎的・基盤的研究への支援や若手研究者の育成に重点的に取り組み、研究活動を活性化する。</p> <p><u>研究成果の地域・社会への還元に関する具体的方策</u></p> <p>1) 「地域医療科学」、「佐賀学」、「有明海をめぐる環境問題」、「海洋エネルギーの研究開発」、「シンクロトン光応用研究」などの重点領域における研究を組織的に支援し、地域・社会のニーズに応える研究を推進する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><u>研究の質の向上システムに関する具体的方策</u></p> <p>1) 総合研究戦略会議において、本学の研究全般を掌握して研究の方向性を定め、研究戦略の企画立案や研究の点検・評価などを行い、PDCAサイクルにより研究を推進する。</p> <p><u>重点領域研究の推進体制に関する具体的方策</u></p> <p>1) 地域に密着した研究及び社会のニーズに応える研究を実施するため、プロジェクト型研究を行う研究組織を設置し、組織的に支援する。</p> <p>2) 海洋エネルギー研究センターは、共同利用・共同研究拠点としての機能を果たすと同時に、本学の重点領域研究を実施する。</p> <p><u>研究環境の整備に関する具体的方策</u></p> <p>1) 本学の若手研究者育成のシステムを整備する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2) 女性研究者が働きやすい研究環境を整備し，女性研究者を支援する事業を展開する。</li> <li>3) 短期雇用の制度を活用して外国人研究者を受け入れる仕組みを整備する。</li> <li>4) 国内外の大学・研究機関とのネットワーク型共同研究を推進する。</li> </ul>
<p><b>3 その他の目標</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</b></p> <p>1) 社会貢献に関する基本方針に基づき，教育研究の成果を効果的に社会に還元するとともに，シンクタンクとして地域社会の活性化に寄与する。</p> <p><b>(2) 国際化に関する目標</b></p> <p>1) アジアを中心としたこれまでの国際交流の実績を基礎にして国際化を推進し，教育研究水準を相互に高める。</p> <p><b>(3) 附属病院に関する目標</b></p> <p><u>地域包括医療の拠点としての役割を發揮するための目標</u></p>	<p><b>3 その他の目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 集積した知的リソースをシーズマップとして公開し，社会の要望に的確に応えるシステムを構築する。</p> <p>2) 「佐賀県における産学官包括連携協定」に基づいた地域社会との連携・協働による事業を全学的な体制の下に実施し，地域の課題に取り組む。</p> <p><b>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 外国の大学との共同研究や共通教育プログラムの創設など，アジアを中心に諸外国との学術交流を推進する。</p> <p>2) 国の「留学生30万人計画」を視野に入れ，質の高い留学生を受け入れるための環境（入学，学習，生活，就職）を整備する。</p> <p>3) 大学の国際化を一層推進するため，諸外国の研究者を積極的に受け入れ活用する。</p> <p>4) 「国際交流センター（仮称）」を設置し，学生交流や教員の相互学術交流を総合的に行う体制を整備する。</p> <p><b>(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><u>地域包括医療の拠点としての役割を發揮するための具体的方策</u></p>

- 1) 地域包括医療の拠点としての役割・機能を踏まえて医療機関等との連携を推進し、地域医療の発展と地域住民の健康増進に寄与する。

#### 医療の質の向上に関する目標

- 1) 安全で質の高い医療を提供する。

#### 臨床研究の推進に関する目標

- 1) 臨床研究を推進し、医療技術の開発を進める。

#### 医療人育成に関する目標

- 1) プロフェッショナルリズムの涵養により優れた医療人を育成する。

#### 病院運営に関する目標

- 1) 健全で効率的な病院運営を推進する。

#### **(4) 附属学校に関する目標**

##### 教育活動や学校運営の改善に関する目標

- 1) 附属学校園を大学・学部の教育研究活動の実践の場として活用し、教育委員会との連携の下、地域のモデル校として成果を地域に還元する。

- 1) 医療・看護・介護・福祉を包括する地域医療連携室を拡充して患者ケアに関する情報を一元化するとともに、県内医療機関・医師会・行政等との連携を強化する。
- 2) 地域の医療機関間での診療情報の共有や地域連携パスの導入など、地域医療ネットワークを介して住民本位の医療を提供する。

#### 医療の質の向上に関する具体的方策

- 1) 院内独自の感染症診療指針の策定、感染症専門医の育成、医療事故防止に関する研修会の計画的実施、病院間相互チェック等を通じて感染制御を含む医療安全管理システムの強化を図る。
- 2) 「がんセンター」の設置により、横断的・包括的ながん診療体制を整備するとともに、関連病院との連携・役割分担により効率的で質の高いがん診療を提供する。

#### 臨床研究の推進に関する具体的方策

- 1) 医療情報システム（電子カルテ）を活用して診療データに基づく臨床研究を推進するとともに、社会的要求の高い疾患・病態に関する高度医療・先進医療の技術開発を進める。

#### 医療人育成に関する具体的方策

- 1) 卒後臨床研修センターを中心に、臨床研修医のコミュニケーション能力及び臨床技能を高める教育プログラムを提供する。

#### 病院運営に関する具体的方策

- 1) 管理会計システムやDPC（診断群分類）データ等を活用した診療科ごとの収支分析を行い、院内各部門の経営意識を高めて健全で効率的な運営を行う。
- 2) クリティカル・パスの活用により診療の標準化を進める。

#### **(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置**

##### 教育活動や学校運営の改善に関する具体的方策

- 1) 幼小・小中接続型教育プログラム開発、発達障害児教育実践研究など、学部の教育研究活動の実験・実証の場として附属学校園を活用し、その成果を公表する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2) 附属学校園は地域のモデル校として、教科的学力と心身の発達との関連など、教育課題解決のための実験的・先導的な研究開発を進める。</li> <li>3) 教育実習計画に基づき、附属学校園を中核とした質の高い教育実習を行う。</li> <li>4) 大学・学部と附属学校園及び教育委員会が連携して、組織的な教育研究活動を展開していくことができるマネジメント体制を確立する。</li> </ul>
<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p><b>1 組織運営の改善に関する目標</b></p> <p><u>戦略的な組織マネジメントに関する目標</u></p> <p>1) 学長の強いリーダーシップの下で、中長期ビジョンの実現に向けて戦略性のある大学マネジメントを行う。</p> <p><u>教育研究組織編成の見直しに関する目標</u></p> <p>1) 中長期ビジョンに沿って目指すべき教育研究組織編成についての検討を進める。</p> <p><u>ステークホルダーの活用による大学運営の改善に関する目標</u></p> <p>1) ステークホルダーを大学の重要なパートナーとして大学運営の改善に活用する。</p>	<p><b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><u>戦略的な組織マネジメントに関する具体的方策</u></p> <p>1) 学長を支える業務執行体制の円滑かつ機動的な運用、各部局等との連携協力、経営協議会など外部有識者の意見の活用、大学経営に必要な分析データの活用などにより、戦略的な大学運営を行う。</p> <p>2) 学長のリーダーシップの下で、人員配置や経費配分を戦略的に行う。</p> <p><u>教育研究組織編成の見直しの方向性</u></p> <p>1) 中長期ビジョンに示した分野ごとの教育課程（学士課程、修士課程、博士課程）の編成方針に基づき、教育研究組織編成の見直しを行う。特に、研究センター及びプロジェクト型研究を行う研究組織については、定められた時限ごとに研究成果の評価・検証を踏まえた柔軟な組織編成を行う。</p> <p>2) 大学院医学系研究科の博士課程においては、人材の需給見通しや教育の質の保証等を勘案しつつ、入学定員の見直しを検討する。</p> <p><u>ステークホルダーの活用による大学運営の改善に関する具体的方策</u></p> <p>1) 保護者、校友会、同窓会、市民等に対して、大学の活動への理解を深める取り組みを進め、連携を強化する。</p>
<p><b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</b></p>	<p><b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p>

<p>1) 大学運営上の課題に柔軟に対応できる業務体制を整備するとともに、事務の合理化、効率化及び職員的能力開発を進める。</p>	<p>1) 教育研究組織の動向や運営上の課題に対応し、適宜、事務組織の見直しや業務改善の取り組みを行う。</p> <p>2) 事務職員の職務遂行能力を高める新たな人材養成システムを構築する。</p>
<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</b></p> <p>1) 大学の財政基盤を強化するため多様な自主財源を確保する。</p>	<p><b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 研究成果を広く社会に公開し、企業等との共同研究、共同開発を活性化させる。</p> <p>2) 教育研究シーズや外部資金情報の収集と学内周知を徹底するとともに、戦略的な獲得方策を組織的に展開する。</p>
<p><b>2 経費の抑制に関する目標</b></p> <p><b>(1) 人件費の削減</b></p> <p><u>人件費の削減に関する目標</u></p> <p>1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p><b>(2) 人件費以外の経費の削減</b></p> <p><u>人件費以外の経費の削減に関する目標</u></p> <p>1) 費用対効果を念頭においたコスト抑制を図る。</p>	<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><u>人件費の削減に関する具体的方策</u></p> <p>1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p><u>人件費以外の経費の削減に関する具体的方策</u></p> <p>1) 省エネルギー対策を踏まえた光熱水料の削減計画を策定し、経費の一層の抑制を図る。</p>
<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>1) 資産の効率的な利活用を着実に進める。</p>	<p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 「保有資産の効率的利活用に向けた運用計画」に基づき、役職員宿舎や福利厚生施設等を有効活用するための措置を講じる。</p>



<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b></p> <p>1) 自己点検・評価を大学運営の質の向上に反映させる。</p>	<p><b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 自己点検・評価等の作業の効率化を進め、評価結果を大学運営の改善に反映させていくマネジメントサイクルを確立する。</p>
<p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b></p> <p>1) 社会に開かれた大学として、その使命・目的を踏まえた諸活動に関する情報をわかりやすく提供・発信する。</p>	<p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 社会、ステークホルダーに適した方法により、教育研究活動や大学運営に関する情報を効果的に発信する。</p>
<p><b>V その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>1) 大学の理念・目的に沿った快適な教育・研究及び診療環境の整備を図る。</p>	<p><b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 老朽施設やライフライン機能の改善整備を進め、施設マネジメントの一層の推進を図る。</p> <p>2) 国の財政措置の状況を踏まえ、附属病院の整備・再開発の計画的な推進を図る。</p>
<p><b>2 安全管理と環境に関する目標</b></p> <p>1) 安全と環境に配慮した取り組みを進める。</p>	<p><b>2 安全管理と環境に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 学生、教職員の安全確保を図るため、防災対策や安全に配慮した環境づくりに組織的に取り組む。</p> <p>2) 「エコアクション21」の環境活動を通して大学における環境マネジメントシステムを確立する。</p>
<p><b>3 情報基盤の強化に関する目標</b></p> <p>1) 教育・研究を支える安全で安定した情報基盤の強化を推進する。</p>	<p><b>3 情報基盤の強化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 情報基盤のセキュリティ強化のため、規程等の整備、技術的セキュリティ対策及び教育を継続的に行う。</p>

<p><b>4 男女共同参画の推進に関する目標</b></p> <p>1) 男女共同参画の理念に基づく教育研究・職場環境を整備する。</p>	<p><b>4 男女共同参画の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 男女共同参画の基本方針を踏まえ、男女共同参画を推進する体制を整備し、教育研究環境の整備を進める。</p>
<p><b>5 法令遵守に関する目標</b></p> <p>1) 法令を遵守した適正な法人運営を行う。</p>	<p><b>5 法令遵守に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 法令遵守体制を確立し、関係規程の整備や教職員に対する啓発活動などの取り組みを計画的に進める。</p>

## 中期目標

## 中期計画

### VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

### VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額  
28億円

2 想定される理由  
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要とされる対策費として借り入れることが想定されるため。

### VIII 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画

- 1 重要な財産を譲渡する計画  
・ボート艇庫の土地(佐賀県佐賀市諸富町大字为重字石塚分外堀四角174番2 面積439.80m<sup>2</sup>)を譲渡する。
- 2 重要な財産を担保に供する計画  
・医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い, 本学の土地及び建物について担保に供する。

### IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は, 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

### X その他

#### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
	総額	
小規模改修	602	国立大学財務・経営センター施設費交付金 ( 324 )
総合研究棟改修(理工学系)		施設整備費補助金 ( 278 )

(注1) 施設・設備の内容, 金額については見込みであり, 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。  
なお, 各事業年度の施設整備費補助金, 船舶建造費補助金, 国立大学財務・経営センター施設費交付金, 長期借入金については, 事業の進展等により所要額の変動が予想されるため, 具体的な額については, 各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2 人事に関する計画

### 1) 基本原則

①教員の選考に当たっては、佐賀大学中長期ビジョンの実現を念頭に、本学、学部、学科等の理念・目標・将来構想に沿って行うこととし、女性研究者を支援する事業の展開や多数の外国人研究者を受け入れるための環境整備を通して競争的研究環境の醸成と研究者の多様化を図る。また、公募を原則とし、研究成果の評価・検証の観点から研究センターやプロジェクト型研究組織を中心に任期制の活用を進める。

②職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を持った創造力豊かな活力ある人材の確保に努め、戦略的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。

### 2) 人員管理

教職員配置の運用枠を引き続き確保し、学長を中心に戦略的な人員配置を行う。

### 3) 人事管理等

①本学の人的資源を活かして大学の総合力を最大限に発揮するため、職員の計画的、戦略的、適正な配置を行うとともに、組織の活性化を図るため、国立大学法人、地方公共団体、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。

②専門的研修や実践的研修の活用による体系的な職員の職能開発を行い、大学の使命・目的に資する人材を養成する。

### 4) 人件費削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 93, 830百万円 (退職手当は除く。)

## 3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総 債 務 償 還 額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	706	696	682	638	583	505	3, 813	1, 953	5, 766

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

## 4 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 医学部附属病院再整備事業に係る仮設構築物の設置等及び撤去費の一部
- ② その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

### 中期目標

別表1(学部, 研究科等)

学部	文化教育学部
	経済学部
	医学部
	理工学部
	農学部
研究科	教育学研究科
	経済学研究科
	医学系研究科
	工学系研究科
	農学研究科
	(鹿児島大学大学院連合農学研究科参加校)

別表2(共同利用・共同研究拠点)

海洋エネルギー研究センター
---------------

### 中期計画

別表(収容定員)

平成 22 年 度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	846人 (うち医師養成に係る分野 586人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
平成 23 年 度	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人) ( 博士課程 120人)
	工学系研究科	454人 (うち博士前期課程 370人) ( 博士後期課程 84人)
	農学研究科	90人 (うち修士課程 90人)
	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
平成 23 年 度	経済学部	1,100人
	医学部	857人 (うち医師養成に係る分野 597人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
平成 23 年 度	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人) ( 博士課程 120人)
	工学系研究科	446人 (うち博士前期課程 368人) ( 博士後期課程 78人)
	農学研究科	80人 (うち修士課程 80人)

平成 24 年 度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,100人
	医学部	868人 (うち医師養成に係る分野 608人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
平成 25 年 度	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人) ( 博士課程 120人)
	工学系研究科	440人 (うち博士前期課程 368人) ( 博士後期課程 72人)
	農学研究科	80人 (うち修士課程 80人)
	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,085人
	医学部	879人 (うち医師養成に係る分野 619人)
	理工学部	2,000人
平成 25 年 度	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人) ( 博士課程 120人)
	工学系研究科	440人 (うち博士前期課程 368人) ( 博士後期課程 72人)
	農学研究科	80人 (うち修士課程 80人)
	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
経済学部	1,070人	
医学部	890人 (うち医師養成に係る分野 630人)	

平成26年度	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人) ( 博士課程 120人)
	工学系研究科	440人 (うち博士前期課程 368人) ( 博士後期課程 72人)
	農学研究科	80人 (うち修士課程 80人)
平成27年度	文化教育学部	1,000人 (うち教員養成に係る分野 360人)
	経済学部	1,055人
	医学部	896人 (うち医師養成に係る分野 636人)
	理工学部	2,000人
	農学部	600人
	教育学研究科	78人 (うち修士課程 78人)
	経済学研究科	16人 (うち修士課程 16人)
	医学系研究科	182人 (うち修士課程 62人) ( 博士課程 120人)
	工学系研究科	440人 (うち博士前期課程 368人) ( 博士後期課程 72人)
	農学研究科	80人 (うち修士課程 80人)

## 中期目標

## 中期計画

VI 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1 予算

平成22年度～平成27年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	63,348
施設整備費補助金	278
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	324
自己収入	104,647
授業料及び入学金検定料収入	25,423
附属病院収入	78,534
財産処分収入	0
雑収入	690
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6,702
長期借入金収入	0
計	175,299
支出	
業務費	162,883
教育研究経費	89,461
診療経費	73,422
施設整備費	602
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,702
長期借入金償還金	5,112
計	175,299

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額93,830百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人佐賀大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。



[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
  - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
  - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
  - ・ 附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
  - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
  - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分等），授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし，第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として，当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として，当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度におけるJ (y)。

- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A(y) = E(y) + F(y) - G(y)}$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③) , その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

る。  
W ( y ) : 附属病院収入調整額。  
直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

- $\alpha$  ( アルファ ) : 大学改革促進係数。  
第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。  
現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。  
なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。
- $\beta$  ( ベータ ) : 教育研究政策係数。  
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。  
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

## 2 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	172,047
経常費用	172,047
業務費	157,243
教育研究経費	23,004
診療経費	31,066
受託研究費等	3,516
役員人件費	581
教員人件費	54,896
職員人件費	44,180
一般管理費	3,264
財務費用	875
雑損	0
減価償却費	10,665
臨時損失	0
収入の部	174,981
経常収益	174,981
運営費交付金収益	62,066
授業料収益	20,953
入学金収益	3,119
検定料収益	720
附属病院収益	78,534
受託研究等収益	3,516
寄附金収益	2,680
財務収益	42
雑益	647
資産見返負債戻入	2,704
臨時利益	0
純利益	2,934
総利益	2,934

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額(建物、診療機器等の整備のための借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

## 3 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	177,244
業務活動による支出	159,703
投資活動による支出	10,484
財務活動による支出	5,112
次期中期目標期間への繰越金	1,945
資金収入	177,244
業務活動による収入	174,697
運営費交付金による収入	63,348
授業料及び入学金検定料による収入	25,423
附属病院収入	78,534
受託研究等収入	3,516
寄附金収入	3,185
その他の収入	691
投資活動による収入	602
施設費による収入	602
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	1,945

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。